

県内初！

障がい者総合相談窓口を一本化 ～中津市障がい者等基幹相談支援センター開所～

中津市では、平成 18 年度から中津市教育福祉センター内に相談室を設置し、障がいのある方やそのご家族に対する相談事業を実施してきました。しかし、平成 29 年 4 月から、障がい者の相談窓口を一本化するため、大分県内では初となる「障がい者等基幹相談支援センター」を開所しました。

1. 背景

従来の相談室では、市内3事業所が、障がいの種別や年齢に応じて分担していました。しかし、昨今の障がい者福祉制度の変革や福祉事業所の飛躍的な増加、また、障がいのある方々からの様々なニーズに対して、一般的な相談では対応困難な事例も生じてきました。

そこで、今後の高度で専門的な相談支援事業を実施するためには、各支援機関との連携体制や専門的視点を備え、圏域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、迅速かつ的確な相談体制を構築する必要性がありました。

2. 中津市障がい者等基幹相談支援センターについて

障がいのある方及びそのご家族が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じた適切なサービス等にスムーズにつなげていく相談窓口になるため、センターには、社会福祉士、看護師、相談支援専門員、介護支援専門員などの専門職員を配置しています。

■住所 〒871-0021 中津市沖代町1丁目1番11号 中津市教育福祉センター内

■開所時間 月曜日～金曜日：8時30分～17時、土曜日：9時～17時
日曜、祝日、12月29日～1月3日は休み（閉所）

■連絡先 TEL：0979-26-1555、Fax：0979-26-1556

また、虐待防止センターとして、虐待の通報を24時間365日対応し、必要な支援を行います。

■虐待通報専用 TEL：0979-26-1226（24時間365日対応）

3. 事業開始日

平成29年4月1日

4. 利用者の声

- ・今までは事業所が附属でついていたので、「相談するとその事業所に繋がってしまう」という懸念があったが、独立した機関ができたので良かった。
- ・窓口が1本化されたので良かった。

5. 相談実績

平成28年4月には424件であった相談件数が、平成29年4月は277件でした。相談件数には規則性がないため単純比較はできませんが、「一人の相談者が1つの案件を複数事業所に相談していたものが集約された」等で減少したと推測できます。

平成28年4月	平成29年4月
340件（障害者生活支援センターエマオ）	277件 （障がい者等基幹相談支援センター）
67件（相談支援事業所ごーいんぐ）	
17件（つくし園ポケット）	

また、新規相談者や事業所単位の相談が増えていることから、利用者にとって相談しやすくなっているようです。

問合せ先：社会福祉課 担当：磯邊
(TEL：0979-22-1111・内線296)

29年4月から
福祉相談室が変わりました

中津市障がい者等基幹相談支援センター

中津市障がい者等基幹相談支援センターの役割

障がいのある方やその家族・支援者の方からの障がいに関する相談支援を行います。センターには、社会福祉士・看護師・相談支援専門員・介護支援専門員などの専門職員を配置しています。障がいのある方等の地域生活を応援するため、相談、情報提供、サービスの紹介などを行い、自立と社会参加をお手伝いします。

また、虐待防止センターとして、虐待の通報を受け、必要な支援も行います。

住み慣れた地域で、安心して暮らすために、みなさんの不安や負担を少しでも軽くし、障がいのある方と家族等を支える中津市が行う公的事業です。



サービス利用援助

障がいのある方へ生活情報の提供、ホームヘルパー・ショートステイ等の福祉サービスの紹介、利用に関する助言を行います。

障がい者就労支援

障がいのある方が、生き甲斐をもって自立した生活ができるよう、就労や福祉に関わる機関・団体と協力しながら支援を行います。



相談受付

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時

※日・祝日、12月29日～翌年1月3日はお休みです

TEL：0979-26-1555 FAX:0979-26-1556

虐待通報専用TEL：0979-26-1226（24時間365日対応）

〒871-0021 中津市沖代町1-1-11（中津市教育福祉センター内）

情報提供

社会資源を活用するための支援、健康管理の方法や介護方法、生活に必要な情報等を紹介し、生活力を高めるための支援をします。

訪問相談

中津市内各所へ訪問相談を行います。事前にご連絡いただければご自宅などへ訪問してご相談を伺います。

関係機関との連携

必要な支援をスムーズに提供できる体制づくりを目指して、児童・保健・医療・教育・就労等の各機関との連携を図ります。



地域生活支援

住居サポート（入居支援）や、住宅の改造（手すり、スロープ等）、福祉用具（紙おむつ、ファックス等）の情報を提供します。



虐待時の緊急通報受付

障がいのある方への虐待にかかる通報を受け付け、安全確認や必要な指導・助言等を行います。

